

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
休日の
翌日)

目 次

◇ 告 示

鳥取県土地利用基本計画の変更（地域振興課）

保険医療機関等の指定（保険課）

定期種畜検査の実施（畜産課）

旧慣使用林野整備計画の認可（林務課）

基本測量の実施（管理課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

宅地建物取引業者の処分（建築課）

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

◇ 公 告

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

◇ 雑 報

第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（中小企業課）

◇ 正 誤

平成五年四月鳥取県告示第三百五十五号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百七十四号

鳥取県土地利用基本計画を平成五年三月三十一日変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により告示する。

平成五年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画図中鳥取市の農業地域並びに米子市、西伯町、会見町、岸本町、淀江町、大山町、名和町、中山町、江府町及び溝口町の森林地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県企画部地域振興課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成五年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療法人イナカ内科医院	鳥取市正蓮寺四三	平成五年四月一日
医療法人耳鼻咽喉科岡田医院	鳥取市今町一丁目五〇二	"
林循環器消化器内科	鳥取市田園町四丁目一六八	"
橋本外科医院	鳥取市大杵二〇四一三	"
鳥取県立皆生小児療育センター	米子市上福原一七五一一一	"
後藤内科医院	米子市西三柳四五一八一三	"
医療法人中曾産科婦人科医院	米子市西福原七四〇一五	"
医療法人社団提鳴外科クリニック	米子市上福原五七八一六	"
川本内科医院	倉吉市上井町二丁目二	"
医療法人社団松野医院	境港市京町三五	"
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富六五二	"
医療法人板倉整形脳外科医院	八頭郡家町大字郡家五九五 一五	"
医療法人耳鼻咽喉科岡田医院花出張診療所	八頭郡家町大字花二九四	"
中本内科医院	○東伯郡東伯町大字八橋一七四	"
医療法人佐々木医院	西伯郡中山町田中六四六一一	"

菅医院	西伯郡大山町安原一〇五七一	"
石見診療所	日野郡日南町上石見七六六一 二	"
飛田医院	日野郡溝口町溝口二四三一二	"
医療法人米沢齒科医院	鳥取市南町六〇九	"
倉繁齒科医院	倉吉市魚町二五一八	"
佐治村国民健康保険診療所医学科	八頭郡佐治村大字加瀬木二一 七一―二	平成五年四月二日
鈴木齒科医院	米子市加茂町一丁目二二	"
イヌイ調剤薬局	鳥取市吉方温泉四丁目七〇三	"
鳥取県薬学総合センター西部薬局	米子市車尾二二九五	"
くすりのラブ倉吉店	倉吉市新町三丁目一〇八一 六	"
アオト・ファーマシー	境港市渡町一三一六	"
木島調剤薬局	八頭郡若桜町大字若桜三五八 一	"
岸本齒科医院	鳥取市正蓮寺一二二七―七	平成五年四月七日
北村齒科医院	岩美郡岩美町浦富七一―一五 三	平成五年四月八日
有限会社山田薬局	米子市道笑町一丁目八	平成五年四月九日
富長内科眼科クリニック	米子市東福原五七三	平成五年四月十日

山名眼科医院	倉吉市昭和町二丁目一四三	平成五年四月十三日
前田小児科医院	鳥取市大工町頭一二	平成五年四月十四日
医療法人寿生会 幡病院	鳥取市雲山五七	"
河本医院	倉吉市津原三九二一二	平成五年四月一日
湯川医院	東伯郡三朝町大字三朝九六七 一	"
けい齒科クリニ ック	米子市安倍九七七一五	"

鳥取県告示第三百七十六号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から平成五年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時 平成五年五月六日 午前十時	検査場所 鳥取市国安 東部家畜市場	家畜の種類 乳用牛、肉用牛、豚 及び馬
--------------------------	-------------------------	---------------------------

平成五年五月六日 午後一時	倉吉市大塚 中部家畜市場	"
平成五年五月六日 午後三時	東伯郡赤碓町大字出上 家畜改良センター鳥取牧場	"
平成五年五月七日 午前十時	西伯郡岸本町大字久古 西部家畜市場	"
平成五年五月七日 午後一時	西伯郡西伯町大字北方 鳥取県中小家畜試験場	"
平成五年五月七日 午後三時	東伯郡赤碓町大字松谷 鳥取県畜産試験場	"

鳥取県告示第三百七十七号

江府町長から申請のあった御机地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、平成五年四月十二日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成五年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量作業）

二 作業期間 平成五年四月十二日から平成六年三月十六日まで

三 作業地域 倉吉市、気高郡鹿野町及び青谷町、東伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町及び大栄町並びに日野郡日南町、日野町、江府町及び溝口町

鳥取県告示第三百七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年二月一日 鳥取県指令受米土維第九百二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称
境港市財ノ木町字川尻

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市東福原五四六一二

株式会社平田組

代表取締役 平田昌巳

鳥取県告示第三百八十号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条の規定により告示する。

当該宅地建物取引業者から平成五年五月十五日までに事務所の所在地の申出がないときは、同条の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成五年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 宅地建物取引業者の名称及び代表者の氏名

株式会社アイシーアイ地所

代表取締役 石井隆男

二 宅地建物取引業者名簿に登録された事務所の所在地

鳥取市西品治八九六一一

三 宅地建物取引業者名簿に登録された代表者の住所
鳥取市的場一六五一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

平成五年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成五年四月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 養 男

一 日時 平成五年四月十九日(月) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

三 議題

平成五年度明るく選挙推進協議会委員及びシムルバーリーダー研
修会の開催要領について

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により銃銃及び空気銃の取扱いに關する講習会を次のとおり開催する。

平成5年4月16日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者(②のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所	受講対象者
初心者講習	平成5年5月19日	午前10時から	鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁本庁舎地下第4会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の名警察署の管内に居住する者
	平成5年5月14日	午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市花町一丁目151	鳥取県米子警察署会議室	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の名警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成5年5月26日	午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁本庁舎2階第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の名警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在を管轄する警察署長

を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成5年4月30日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成5年4月16日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤 篤

○法第9条第2項の届出に係るもの

1 届出者の名称及び住所

株式会社ジュンテンドー
鳥根県益田市下本郷町206-5

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージュンテンドー西倉吉店
倉吉市生田349及び350

3 休業日数

年間4日

正 誤

平成五年四月鳥取県告示第三百五十五号（一般国道の区域の決定について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正

二 上 大字栃本 大字栃原